令和 2 年度

第4回 第一農地部会定例会議事録

令和2年7月31日(金)

上越市市民プラザ2階 第一会議室

令和2年度第4回第一農地部会定例会議事録

日 時 令和2年7月31日(金)午後3時場 所 上越市市民プラザ2階第一会議室

1 出席委員

(1) 農業委員

4番 吉村 清正 6番 古川 政繫 7番 篠宮 英樹 8番 竹内 浩行 11番 金子 昭榮 12番 上原 孝 13番 五十嵐 彰 14番 清水 强 16番 折笠 正勝 23番 久保埜 德雄

(2) 農地利用最適化推進委員

 森橋
 孝一
 加藤
 俊彦
 髙島
 信雄
 倉石
 洋一
 髙島
 真一

 藤井
 敏行
 笠原
 行夫
 中嶋
 栄司
 平野
 宏一
 齊藤
 啓治

 白滝
 光彦
 清水
 増彦
 小林
 正義
 髙宮
 文男
 綿貫
 一成

 松本
 香

2 欠席委員

- (1) 農業委員 3番 佐藤 清繁 15番 牧繪 雄一郎
- (2) 農地利用最適化推進委員 小林 政秋
- 3 職務のため出席した事務局職員

事務局 局長坂井晃

次 長 松縄 浩一

係 長 久保埜 修

主 任 橋立 理

中郷区駐在室 主 任 相葉 博昭

板倉区駐在室 副主任 上原 敏明

清里区駐在室 副主任 近藤 宏一

名立区駐在室 班 長 山邉 稔

4 会議に附した事件

(1) 議事録署名委員の氏名

6番 古川 政繫 14番 清水 强

(2) 議事

(合併前の上越市)

議案第1号 農地法第3条許可申請について

議案第2号 上越農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

議案第3号 上越市農用地利用集積計画の決定について

報告第1号 農用地利用集積計画変更について

報告第2号 農地法第4条第1項第5号の規定による農地転用届出書の受理について

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について

(中郷区)

なし

(板倉区)

議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について

(清里区)

議案第1号 上越農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

(名立区)

議案第1号 上越農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について

5 会議

議長(部会長)あいさつ後、部会を開会

議長

これより第4回第一農地部会を開催します。

く資格審査>

議長

はじめに本日の出席状況ですが、第一農地部会委員数 12 名、出席委員 10 名、欠席委員 2 名ですので、上越市農業委員会会議規則第 7 条の規定により農地部会は成立します。

また、農地利用最適化推進委員の出席状況ですが、第一農地部会の農地利用最適 化推進委員数 17 名で出席委員 16 名、欠席委員 1 名です。

<議事録署名委員の指名>

議長

次に、議事録署名委員ですが会議規則第14条の規定により、私から指名します。 議席番号6番 古川 政繋 委員、議席番号14番 清水 强 委員の両名を指名 します。

議事に入る前に、議事録署名委員の発声で、上越市農業委員会憲章の唱和をお願いします。

(上越市農業委員会憲章の唱和)

議長

それでは、議案の審議に入ります。

(合併前の上越市分の議案)

<議案第1号「農地法第3条許可申請について」>

議長

議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号37番から39番までの3件を 上程します。事務局の説明を求めます。

(事務局) 久保埜 議案第1号「農地法第3条許可申請について」、ご説明いたします。1頁、番号37番から39番までの3件です。

番号37番は、親戚である譲渡人から譲受人の自宅に隣接する農地を売買により買受けるものです。

38番と39番は、譲受人が農業を始めるにあたり田と畑について賃借権を設定し借り受けるものです。

これらの案件につきましては、別紙「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業等常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断いたしました。

以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(「ありません」の声あり)

議長

特に質問等がないようですので、採決に入ります。

議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号37番から39番までの3件を 原案のとおり許可したいと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認めます。議案第1号の3件を許可することに決定します。

議長

<議案第2号 「上越農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」>

議案第2号「上越農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」、「1農業振興 地域の農用地区域への編入」1番から3番までの3件、「2農業振興地域の農用地区 域からの除外 1番の1件を上程します。

はじめに、髙島推進委員関連の「2農業振興地域の農用地区域からの除外」1番を 除く3件について、事務局の説明を求めます。

(事務局) 久保埜

2頁、議案第2号「上越農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」、「1農 業振興地域の農用地区域への編入」1番から3番までの3件、「2農業振興地域の農 用地区域からの除外 1番の1件の内、髙島推進委員関連の「2農業振興地域の農用 地区域からの除外」1番を除く3件についてであります。

最初に「1農業振興地域の農用地区域への編入」1番及び2番の2件です。申請者 は、土地改良事業を施行するため、農用地区域への編入を申請するものです。

3番は、申請者が中山間地域直接支払制度を利用するため、農用地区域への編入を 申請するものです。

以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

金子委員

はい。11番金子です。3番の山林も農振地域に編入するのでしょうか。

(事務局)

橋 立

山林については農地ではありませんが、中山間直払い制度の対象とすることから 農業振興地域に編入するものです。

金子委員

わかりました。

議 長 他にございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長

続きまして、髙島推進委員関連の「2農業振興地域の農用地区域からの除外」1番の1件について、事務局の説明を求めます。

議案に関連いたします髙島推進委員は退席をお願いします。

(事務局) 久保埜

「2 農業振興地域の農用地区域からの除外」1番の1件です。4 頁以降に位置図及び土地利用計画図を添付しましたので合わせてご覧ください。

当該案件は、同地区内でレンタカー会社を営んでいる事業者に申請者が駐車場として貸し付けるため申請農地を農振地域から除外するものです。

今後の予定ですが、県知事の変更同意を得た後、11月に公告予定です。その後に 農地法第5条の許可申請の予定です。

申請農地は、300メートル以内に市街化の指標となる施設である上越妙高駅があることから第3種農地に該当し、許可可能となります。

議長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(「ありません」の声あり)

議長

特に質問等がないようですので、髙島推進委員関連の「2農業振興地域の農用地区域からの除外」1番の1件に同意することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認めます。議案第2号「上越農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」、高島推進委員関連の「2農業振興地域の農用地区域からの除外」1番の1件に同意することに決定します。

議長

それでは、髙島推進委員の退席を解除します。

髙島委員、ただいまの審議の結果、異議なしと認められましたので、お知らせしておきます。

議長

それでは、採決に入ります。

議長

議案第2号「上越農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」、「1農業振興地域の農用地区域への編入」1番から3番までの3件に同意することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認めます。

議案第2号「上越農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」、「1農業振興地域の農用地区域への編入」1番から3番までの3件に同意することに決定します。

<議案第3号「上越市農用地利用集積計画の決定について」>

議長

議案第3号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定、期間3年 以内なし、3年超6年以内なし、6年超10年以内4件、10年超なしで合計4件、利 用権移転なし、所有権移転2件です。それでは、上程します。

はじめに利用権設定、期間 6 年超 10 年以内、番号 604 番から 607 番までの 4 件について、事務局の説明を求めます。

(事務局) 久保埜

議案第3号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、ご説明いたします。 7頁、番号604番から607番までの4件で、いずれも再設定です。

これら案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(「ありません」の声あり)

議長

最後に所有権移転、番号 608 番と 609 番の 2 件について、事務局の説明を求めます。

(事務局)

8頁、所有権移転、番号608番と609番の2件です。

久保埜

内訳は、所有権を移転する土地、田 46 筆 36,510 ㎡、他 7 筆 212 ㎡の合計 36,722 ㎡です。

これら案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(「ありません」の声あり)

議長

それでは、採決に入ります。

議案第3号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定したいと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認めます。

議案第3号について、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。

<報告第1号「農用地利用集積計画変更について」>

議長

報告第1号「農用地利用集積計画変更について」、番号101番と102番の2件を報告いたします。事務局の説明を求めます。

(事務局) 久保埜 9頁、報告第1号「農用地利用集積計画の変更について」、番号 101 番と 102 番の 2 件で「小作料の減額」となります。 以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(「ありません」の声あり)

議長

特に質問等がないようですので、報告第1号の2件を承認します。

<報告第2号「農地法第4条第1項第5号の規定による農地転用届出書の受理について」>

議長

報告第2号「農地法第4条第1項第5号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号8番の1件を報告いたします。事務局の説明を求めます。

(事務局) 久保埜 10頁、報告第2号「農地法第4条第1項第5号の規定による農地転用届出書の受理について」番号8番の1件の届出書を受理したのでご報告いたします。

転用目的は、「一般個人住宅」です。

以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(「ありません」の声あり)

議長

特に質問等がないようですので、報告第2号の1件を承認します。

<報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」>

議長

報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号57番から80番までの24件を報告いたします。事務局の説明を求めます。

(事務局) 久保埜 11 頁、報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」、受理通知番号57番から80番までの24件の届出書を受理したのでご報告します。

転用目的は、「駐車場」2件、「資材置場・駐車場」12件、「一般個人住宅」9件 「住宅敷地道路」1件の計24件です。

受理通知番号 59 番から 67 番までと 69 番及び 78 番は、一連のものとして全体の 転用面積が 1,000 ㎡を超えるため、15 頁に位置図を添付しましたので、併せてご覧 ください。

以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(「ありません」の声あり)

議長

特に質問等がないようですので、報告第3号の24件を承認します。

議長

次に板倉区駐在室管内の案件審議を行います。

(板倉区駐在室分の議案)

<議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」>

議長

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定、期間3年 以内なし、3年超6年以内2件、6年超10年以内なし、10年超なしで合計2件、利 用権移転なし、所有権移転2件です。それでは、上程します。

はじめに利用権設定、期間3年超6年以内、番号7694番と7695番の2件について、事務局の説明を求めます。

(板倉区) 上 原 議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。 2頁、利用権設定、期間3年超6年以内、番号7694番と7695番の2件で再設定1件、新規1件です。 新規の7695番はこれまで自作地でしたが、隣接する農地を耕作している譲受人との間で、耕作条件の効率化を図るため、貸借に合意したものです。

また、7694番、7695番ともに、終期は秋作業が終わるまでの期間に設定することで合意しております。

これらの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を 満たしているものと判断しました。

以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(「ありません」の声あり)

議長

最後に所有権移転、番号 7696 番と 7697 番の 2 件について、事務局の説明を求めます。

(板倉区)

3頁、所有権移転、番号 7696 番と 7697 番の 2件です。

上 原

内訳は、買い手 2 人、売り手 2 人、所有権を移転する土地は田 12 筆、12, 771 ㎡です。

番号 7696 番は、売り手の高齢化により耕作が困難になったことから、近隣で経営を拡大している買い手へ売却するものです。

番号 7697 番は、これまで売り手の親が主に耕作を担ってきましたが、高齢により 農作業が困難になったこと、また、売り手も会社勤めで、耕作の継続が困難なこと から、近隣の農地を耕作している買い手に売却するものです。

買い手の現住所は子安ですが、板倉区長嶺の出身であり、農地や農作業場、機械 を板倉区長嶺に所有していることから、耕作に支障はありません。

この案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満た していると考えます。

以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(「ありません」の声あり)

議長

特に質問等がないようですので、採決に入ります。

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長、異議なしと認めます。

議案第1号について、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。

議 長 次に清里区駐在室管内の案件審議を行います。

(清里区駐在室分の議案)

<議案第1号「上越農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」>

議長 議案第1号「上越農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」、「1農業振興 地域の農用地区域への編入」、番号1番を上程いたします。事務局の説明を求めま す。

(清里区) 近 藤 1頁、議案第1号「上越農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」、「1農業振興地域の農用地区域への編入」番号1番をご説明いたします。

申請者は、土地改良事業を施行するため、農用地区域への編入を申請するものです。

以上です。

議 長 ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(「ありません」の声あり)

議長 特に質問等がないようですので、議案第1号「上越農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」、「1農業振興地域の農用地区域への編入」番号1番の1件を原案のとおり同意することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第1号「上越農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」、「1農業振興地域の農用地区域への編入」番号1番の1件に同意することに決定します。

議 長 次に名立区駐在室管内の案件審議を行います。

(名立区駐在室分の議案)

<議案第1号「上越農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」>

議 長 議案第1号「上越農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」、「1農業振興 地域の農用地区域への編入」、番号1番から3番までの3件を上程いたします。事務 局の説明を求めます。

(名立区)山 邉

1頁、議案第1号「上越農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」説明 します。

「1農業振興地域の農用地区域の編入」、番号1番から3番までの3件です。 申請者が中山間地域直接支払制度を利用するため、農用地区域への編入を申請するものです。

以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(「ありません」の声あり)

議長

特に質問等がないようですので、議案第1号「上越農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」、「1農業振興地域の農用地区域への編入」、番号1番から3番までの3件を原案のとおり同意することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認めます。議案第1号「上越農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」、「1農業振興地域の農用地区域への編入」、番号1番から3番までの3件に同意することに決定します。

<議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」>

議長

議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定、期間3年 以内15件、3年超6年以内3件、6年超10年以内なし、10年超なしの合計18件、 利用権移転なし、所有権移転なしです。それでは、上程します。

利用権設定、期間 3 年以内、番号 9583 番から 9597 番までの 15 件について、事務 局の説明を求めます。

(名立区)

2頁、議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」説明します。

山邊

3 頁から 5 頁までが、利用権設定、期間 3 年以内、番号 9583 番から 9597 番までの 15 件で再設定です。

これら案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長

続きまして、利用権設定、期間3年超6年以内、番号9598番から9600番までの3件について、事務局の説明を求めます。

(名立区)山 邉

6頁、利用権設定、期間3年超6年以内、整理番号9598番から9600番までの3件で、再設定2件、新規1件です。

新規の1件につきましては、これまでの土地所有者が自作を行っていましたが、 労力不足から借受人と利用権設定するものです。

これら案件につきましては、農業経営 基盤強化 促進法第 18 条第 3 項の各要件を 満たしていると考えます。

以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長

特に質問等がないようですので、採決に入ります。

議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定する ことに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認めます。

議案第2号について、農業経営基盤強化促進法第15条4項の規定により、上越市 農用地利用集積計画策定を市長に要請することを決定します。

議長

以上をもちまして、すべての案件の審議を終わります。

議長

本日の農地部会を終了します。(午後3時34分)